備考1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。
2　氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
3　「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。

附　則

この命令は、平成二十五年十二月一日から施行する。

省　令

○厚生労働省令第百三号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第二条第一項の規定に基づき、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月十二日　厚生労働大臣　田村　憲久

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中(2)を次のように改める。

(2)　人赤血球液

別表第一第一号中(3)を次のように改める。

(3)　洗浄人赤血球液

別表第一第一号中(4)を削り、(5)を(4)とし、(4)を次のように改める。

(4)　解凍人赤血球液

別表第一第一号中(6)を(5)とし、(7)を(6)とし、(8)を(7)とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○原子力規制委員会規則第十四号

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十一条第五項並びに原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）第四条第三項、第四項第五号並びに第六条第四項第一号及び第四号の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令を次のように定める。

平成二十五年九月十二日　原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令の一部を改正する規則

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令（平成二十四年文部科学省経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令」を「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」に、「平成二十四年文部科学省・経済産業省令第四号。」の下に「以下「防災業務計画等命令」という。」を加える。

第七条第１号の表を次のように改める。

イ　沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）	(1)　原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 (2)　原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）による注水ができないこと。 (3)　原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。 (4)　全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が三十分以上（原子炉及びその附属施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号）第五十七条第一項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号）第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、五分以上）継続すること。 (5)　非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が五分以上継続すること。 (6)　原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下すること。 (7)　使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 (8)　原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 (9)　原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 (10)　火災又は溢水が発生し、防災業務計画等命令第二条第二項第八号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失すること。 (11)　原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 (12)　原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 (13)　燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 (14)　その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。